

固定式刺し網漁業の許可等の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網	【点の位置】 基点甲 甲浦・野根共同漁業権境界基点 基点乙 県漁場基点第10号（御崎） 基点丙 県漁場基点（庄屋谷大ばえ） 基点丁 県漁場基点第8号（淀ヶ磯） 基点戊 県漁場基点（ごろごろ） 基点己 県漁場基点（野根港） 点ア 基点甲から磁針方位110度0分の線と点オから点カを見通した線との交点 点イ 基点甲から磁針方位110度0分の線上基点甲から9,000メートルの点 点ウ 基点丙から磁針方位115度0分の線上基点丙から9,000メートルの点 点エ 基点丙から磁針方位115度0分の線と点オと点カとを結んだ線との交点 点オ 基点乙から基点丁を見通した線から右に71度47分の線と基点丁から基点乙を見通した線から左に46度23分の線との交点 点カ 基点戊から基点己を見通した線から右に83度25分の線と基点己から基点戊を見通した線から左に73度23分の線との交点	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	定めなし

	【区域】 点アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、高知・徳島界二子島から真方位129度20分の線以北及び漁業権の漁場区域を除く。				
	【点の位置】 基点ア 須崎市浦ノ内 基点イ 須崎市浦ノ内中崎共同漁業権境界基点 基点ウ 灰方崎漁場基点（北緯33度26分26.6608秒、東経133度25分23.0436秒） 基点エ 大崎漁場基点（北緯33度26分21.9229秒、東経133度25分3.2653秒） 【区域】 基点アから基点エまでの各点を順次に直線で結んだ線及び基点エと基点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	定めなし
	【点の位置】 基点甲 幡多郡黒潮町新磯高碇（舟戸碇から磁針方位248度963.5メートル）から磁針方位240度0分600メートルの点 基点乙 幡多郡黒潮町入野・田野浦界（カキセ川）共同漁業権境界基点 【区域】 基点甲から磁針方位140度0分の線及び基点乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者

	除く。				
	【点の位置】 基点甲 香南市香我美町岸本・赤岡町界共同漁業権境界基点 基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点 基点丙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱 【区域】 基点甲から磁針方位187度30分の線及び基点乙から基点丙を見通した線から左に90度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域	9月16日から翌年4月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲 香南市香我美町岸本・赤岡町界共同漁業権境界基点 基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点 基点丙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱 【区域】 基点甲から磁針方位187度30分の線及び基点乙から基点丙を見通した線から左に90度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、距岸200メートル以内の区域及び赤岡港沖防波堤灯台から半径200メートル以内の区域を除く。	5月1日から9月15日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点 基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱 基点丙 南国市久枝・香南市吉川町界から東に327メートルの点	9月16日から翌年4月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者

	【区域】 基点甲から基点乙を見通した線から左に90度0分の線及び基点丙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中基点甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域				
	【点の位置】 基点甲 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点 基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱 基点丙 南国市久枝・香南市吉川町界から東に327メートルの点 【区域】 基点甲から基点乙を見通した線から左に90度0分の線及び基点丙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中基点甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、距岸200メートル以内の区域及び吉川港東防波堤灯台から半径250メートルの区域を除く。	5月1日から9月15日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
このしろ、かにその他刺し網	高知港内の区域のうち次に掲げる区域を除く海域 (ア) 国分川中旧青柳橋から上流の区域 (イ) 下田川中旧五台山橋から上流の区域 (ウ) 鏡川中高知市弘化台南端と同市棧橋通六丁目東潮江岸壁南端とを結ぶ線以北の区域 (エ) 高知市棧橋通六丁目東潮江岸壁南端とその南端を延長した先の対岸の岸壁とを結ぶ線以西の区域 (オ) 高知市御畳瀬袂石から真東の線以南の区域 (カ) 高知市仁井田新ヶ鼻（埋立地北端）から真西の線以南の海域中	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	定めなし

	高知市弘化台南端から種崎西端を見通した線以东の区域 (キ) 高知市タナスカ石油用地南端から真南の線以东の区域 (ク) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に基づく航路及び泊地。ただし、孕航路にあっては、昭和 60 年 7 月 1 日現在の航路から両側 50 メートルずつ拡張された区域。				
かにその他 刺し網	【点の位置】 点ア 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港陸上駆動室東北端 点イ 須崎市箕越須崎礦業所箕越タンク北端 点ウ 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港海上北側駆動室東北端 点エ 須崎市浜町富士ヶ浜第一防波堤簡易灯台 点オ 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港貯鉱槽（3,000 トンポケット）北端 点カ 山崎鼻灯台 点キ 須崎市大峰大窯汽船株式会社高知支店西北船着場南端 点ク 須崎市大間第 I 防波堤北端 点ケ 須崎市大峰 1 万トン岸壁北端 点コ 須崎市大間第 2 防波堤東南端 点サ 須崎市須崎市大谷カラハ北端 点シ 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港船積さん橋第 1 バース南端 点ス 須崎市須崎港湾口東防波堤西端	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	錦浦漁業協同組合、須崎町漁業協同組合及び須崎釣漁業協同組合が行う操業者の調整により選定された者

	点セ 須崎市多ノ郷乙赤瀬西端 点ソ 須崎市箕越地先須崎第 13 浮標灯 点タ 須崎市箕越地先須崎第 13 浮標灯(3) 点チ 須崎市港町北側 T 型栈橋北端 点ツ 須崎市串ノ浦串ノ浦物揚場北西端 【区域】 次に掲げる海域 (ア) 点アと点イとを結んだ線以北の海域中点ウと点エとを結んだ線以北の海域 (イ) 点オと点イとを結んだ線以南の海域中点エと点カとを結んだ線以東の海域 (ウ) 点クと点ケとを結んだ線以北の海域中点キと点コとを結んだ線以北の海域 (エ) 点サと点シとを結んだ線以北の海域中点スと点セとを結んだ線以東の海域 (オ) 点ソと点タとを結んだ線以南の海域中点イと点チとを結んだ線以東及び点ツと点チとを結んだ線以西の海域				
固定式か れ建網	【点の位置】 基点甲 以布利港防波堤北灯台 基点乙 窪津崎灯台 点ア 基点甲から磁針方位71度0分の線と基点乙から磁針方位16度0分の線との交点 【区域】	10月1日 から12月 31日まで	許可証に記 載されてい る推進機関 の馬力数	許可証に記 載されてい る船舶の総 トン数	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者

	土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点から磁針方位85度0分の線及び同市以布利・窪津界青木谷共同漁業権境界点から磁針方位50度0分の線により区切られた海域中距岸1,000メートル以上4,000メートル以内の区域。ただし、つきいそ漁業権漁場区域、定置漁業権漁場区域及びその保護区域並びに点アから磁針方位82度0分の線以北の区域（点アから磁針方位352度0分の線以東の区域に限る。）を除く。				
いせえび固定式刺し網	【点の位置】 基点甲 安芸郡奈半利町・田野町界共同漁業権境界基点 基点乙 安芸郡田野町・安田町界共同漁業権境界基点 【区域】 基点甲から磁針方位207度0分の線及び基点乙から磁針方位204度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域	9月16日から翌年4月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
いせえび、いそうお固定式刺し網	【点の位置】 基点甲 室戸市元・吉良川町界共同漁業権境界基点 基点乙 室戸市吉良川町・羽根町界共同漁業権境界基点 【区域】 基点甲から磁針方位260度0分の線及び基点乙から磁針方位240度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	定めなし
	【点の位置】 基点甲 安芸市伊尾木砥石谷尻左岸共同漁業権境界基点 基点乙 旧伊尾木村・川北村界共同漁業権境界基点	9月16日から翌年4月30日	許可証に記載されている推進機関	許可証に記載されている船舶の総	定めなし

	【区域】 基点甲から磁針方位222度0分の線及び基点乙から磁針方位209度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域	まで	の馬力数	トン数	